

4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

○自立訓練（生活訓練）

人員基準	従業者	生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で、①に掲げる利用者数を6で除した数と②に掲げる利用者を10で除した数の合計数以上（1人以上は常勤） ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 指定宿泊型自立訓練の利用者
		地域移行支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・指定宿泊型自立訓練を行う場合に1人以上
		サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
	※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと		
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） 	
設備基準	訓練・作業室	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること 	
	相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り等を設けること 	
	洗面所・便所	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性に応じたものであること 	
	※指定宿泊型自立訓練を行う事業所にあたっては、上記の設備のほか、次の基準による居室及び浴室を設けること（指定宿泊型自立訓練のみを行う事業所の場合は訓練・作業室を設けないことができる）		
<ul style="list-style-type: none"> ・居室：居室の定員1人、居室面積が収納設備等を除き、7.43㎡ ・浴室：利用者の特性に応じたものであること 			